

平成28年 3月15日  
(火曜日)

# 北海道教育委員会 公報

(号 外)

---

## 目 次

---

### 通達・通知

- 平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の運用について等について…………… 1
- 

## 通 達 ・ 通 知

---

教 給 第1040号  
平成28年 3月15日

各 部 課 長  
各 教 育 局 長  
各 所 管 機 関 の 長 様  
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長  
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

### 平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の運用について等について (通知)

平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の運用について (平成28年 3月15日付け人委第753号) 等の通知が別記 1 及び別記 2 のとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

#### 記

- 1 平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の運用について (平成28年 3月15日付け人委第753号) (別記 1)
- 2 給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について (平成28年 3月15日付け人委第754号) (別記 2)

(教育職員局給与課給与制度グループ)

### 別記 1

人 委 第 753 号  
平成28年 3月15日

北 海 道 総 務 部 長  
北 海 道 教 育 庁 教 育 部 長  
北 海 道 警 察 本 部 警 務 部 長  
北 海 道 議 会 事 務 局 長  
北 海 道 監 査 委 員 事 務 局 長  
北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 様  
北 海 道 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長  
各 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長  
北 海 道 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 局 長  
札 幌 市 教 育 委 員 会 学 校 教 育 部 長  
北 海 道 人 事 委 員 会 事 務 局 長

---

北海道人事委員会事務局長

平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の運用について（通知）

平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則（北海道人事委員会規則7—1310）の運用について次のとおり定められたので、平成28年3月15日以降は、これによって実施してください。

## 記

## 第2条関係

第2条第1号の「人事委員会の定める場合」は、次に掲げる場合とする。

- (1) 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第21条第2項から第5項まで、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第21条第3項から第6項まで（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）第26条第2項から第5項までの規定により支給する場合
- (2) 道職員給与条例第13条ただし書、学校職員給与条例第13条ただし書又は警察職員給与条例第15条ただし書の規定により半額を減ずる場合
- (3) 日割りによる計算により支給する場合

## 第3条関係

- 1 第3条の「人事委員会の定める職員」は、地域手当に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7—1316）の施行により改定された支給割合による地域手当を支給されることとなる職員とする。
- 2 第3条の「人事委員会の定めるもの」は、次に掲げる規定による給与の減額（以下「給与減額」という。）とする。
  - (1) 道職員給与条例第13条本文、学校職員給与条例第13条本文又は警察職員給与条例第15条本文
  - (2) 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第26条
  - (3) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第16条第3項（同条例第17条第2項において準用する場合を含む。）又は北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第16条第3項（同条例第17条第2項において準用する場合を含む。）（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。）
- 3 第3条の規定の適用がある場合における給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7—280。以下「支給規則」という。）第13条の2第2号から第4号までに規定する給料の月額に対する当該手当の月額は、それぞれ特例規則第1条第7号に規定する改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定による額に相当する額とする。
- 4 特例規則第1条第4号に規定する経過措置額支給特定職員（第1項に定める職員を除く。）に対する平成27年4月1日から同条第5号に規定する施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与減額に当たって、特例規則の規定（特例規則第4条の規定を除く。）の適用がないものとした場合の特例規則第1条第6号に規定する改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額と改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が同額である場合における支給規則第13条の2第2号から第4号ま

でに規定する給料の月額に対する当該手当の月額は、それぞれ改正前の給与条例の規定による額に相当する額とする。

#### 第4条関係

第4条に規定する職員については、平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7—1293）第4条第1項第2号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額（同日が平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則（北海道人事委員会規則7—1310）第1条第5号に規定する施行日前であるときは、同条第7号に規定する改正前の給与条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。）に」と、「降格後に受けることとなる号俸」とあるのは「降格後に受けることとなる号俸（当該降格をした日が当該施行日前であるときは、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7—1314）による改正前の初任給等規則の規定による号俸）」と読み替えて同規則の規定を適用した場合の平成27年改正条例附則の規定（特例規則第1条第2号に規定する平成27年改正条例附則の規定をいう。）による給料の額に相当する額を、平成27年道職員改正条例（特例規則第1条第1号に規定する平成27年道職員改正条例をいう。）附則第5項若しくは第6項、平成27年学校職員改正条例（同号に規定する平成27年学校職員改正条例をいう。）附則第4項若しくは第5項（これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第31号）附則第2項において準用する場合を含む。）又は平成27年警察職員改正条例（特例規則第1条第1号に規定する平成27年警察職員改正条例をいう。）附則第4項若しくは第5項の規定による給料として支給する。

#### その他の事項

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第2号）、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第3号）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第4号）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第5号）の施行に伴う給与の支給等の特例に関し、この通知により難しい場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

（給与課給与グループ）

#### 別記2

人 委 第754号  
平成28年3月15日

北海道総務部長  
北海道教育庁教育部長  
北海道警察本部警務部長  
北海道議会事務局長  
北海道監査委員事務局長  
北海道選挙管理委員会事務局長 様  
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長  
各海区漁業調整委員会事務局長  
北海道内水面漁場管理委員会事務局長  
札幌市教育委員会学校教育部長  
北海道人事委員会事務局長

---

北海道人事委員会事務局長

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（通知）

給与条例及び支給規則の運用について（昭和44年5月1日付け44人委第308号通知）の一部が次のとおり改正され、平成27年4月1日から適用されることとなったので通知します。

記

第10第10項の(4)アの(ア)中「100分の35.5」を「100分の37」に、「100分の30.5」を「100分の31.5」に改め、同項の(4)アの(イ)中「100分の46.5」を「100分の48」に、「100分の51」を「100分の52.5」に改め、同項の(4)アの(ウ)中「100分の56」を「100分の58」に、「100分の71」を「100分の73」に改め、同項の(5)ア中「100分の56超100分の65.5」を「100分の58超100分の68」に、「100分の71超100分の85.5」を「100分の73超100分の88」に改め、同項の(7)アの(ア)中「100分の72.5」を「100分の75」に改め、同項の(7)アの(イ)中「100分の92.5」を「100分の95」に改める。

（給与課給与グループ）